

# 新型コロナウイルス感染症の影響により 収入減少がある場合 国民健康保険料が**減免**されます!!

## 対象は…

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入や給与収入等の減少が認められるとき

【要件】(全て該当するとき)

- (1) 今年の収入が前年に比べて10分の3以上減少
- (2) 前年の総所得が1,000万円以下
- (3) 減少が見込まれる事業収入等以外の前年所得が400万円以下

### 【減免の額】

前年の合計所得金額 (C)	減免の割合
300万円以下	対象保険料額の全部
400万円以下	対象保険料額の8割
550万円以下	対象保険料額の6割
750万円以下	対象保険料額の4割
1,000万円以下	対象保険料額の2割

**対象保険料額 = A × B / C**

A : 当該世帯の保険料額

B : 減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C : 当該世帯の前年の合計所得額

※ 減免申請には、事業収入等の減少を証明する書類が必要となります。

- ②新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な疾病を負ったとき

⇒保険料を全額免除

まずは **市民サービス部(徴収・納付担当)** にお問い合わせください。

**(直通)072-813-1189**



# 新型コロナウイルス感染症に感染した、 又は感染が疑われる場合 傷病手当金が支給されます!!

## 支給対象者は…

- ①新型コロナウイルス感染症に感染した被用者
- ②発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる被用者

## 支給対象となる日数は…

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日数

(例：この場合、支給対象となる日数は5日)

4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16
出勤	休	休	休	無給 休暇	無給 休暇	無給 休暇	就労 予定 なし	無給 休暇	無給 休暇	出勤

労務に服することが  
できなくなった日

この期間のうち、就労を予定していたにもかかわらず、療養のため無給休暇となった日数

## 1日当たりの支給額は…

(直近の継続した3月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × (2/3)

※ただし、上限額があります。

まずは 市民サービス部(国民健康保険担当)に  
お問い合わせください。

(直通)072-813-1182

